

令和5年度都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程 入学者等への端末購入支援金補助申請のご案内

端末購入支援金補助は、令和5年度に都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程に入学・進級する生徒等が、東京都教育委員会が委託する事業者からタブレットや端末を購入する際に利用できる、保護者負担額を原則3万円以内(※1)に軽減する制度(※2)です。

申請する端末購入支援金の種類により、書類提出が必要になる場合がありますので、本制度の利用を希望される方は、本案内をご確認の上、申請及び必要書類の提出を行うようお願いいたします(※3)。

※1 適用される端末購入支援金の種類により保護者負担額は異なります。

※2 本制度は、原則、保護者や生徒に対して直接現金を支給するものではありません。

※3 本ご案内4ページに「端末購入支援金に関するFAQ」もありますので、ご確認ください。

1 交付対象者・補助金額・端末1台当たり保護者負担額について

端末購入支援金には3種類（保護者負担定額補助、多子世帯補助、給付型奨学金(端末購入補助)）があり、それぞれ対象が異なります。以下の表で交付対象者等をご確認ください。

端末購入支援金の種類	交付対象者	補助金額	適用後の 端末1台当たり 保護者負担額
保護者負担定額補助	全員(※3、4)	端末の価格から 30,000円を 差引いた金額	30,000円
多子世帯補助 (※5、6)	保護者負担定額補助対象者のうち、令和5年4月1日現在、保護者等が扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯 (年収制限はありません。)	15,000円	15,000円
給付型奨学金 (端末購入補助) (※5)	保護者負担定額補助対象者のうち、生活保護受給世帯又は令和4年度都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が85,500円未満の世帯(非課税世帯を含む。)(※7、8、9)	30,000円	0円

※3 入学等する生徒が、令和5年3月31日以前に高等学校等(私立高等学校等を含む。)を卒業又は修了したことがある、令和5年3月31日以前に端末購入支援金(保護者負担定額補助・多子世帯補助・給付型奨学金(端末購入補助))の交付を受けたことがある(都内私立高等学校等で同様の端末購入に係る支援を受けた方も含む。)場合は補助対象になりません。

※4 既に保有している端末を持ち込む場合は、端末購入支援金の補助対象になりません。

※5 多子世帯補助と給付型奨学金(端末購入補助)の両方が対象となる場合は、給付型奨学金(端末購入補助)が優先して適用されます。

※6 23歳未満の子等であっても、保護者等の扶養を外れている場合は対象となりません。

※7 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額は、保護者の合算となります。

※8 失職・倒産・傷病等の家計急変により保護者の収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たすと認められる世帯は、給付型奨学金の適用が受けられる場合があります。

※9 支給対象とならない場合は以下のとおりです。

(1) 休学又は留学の許可を受けている場合

(2) 高等学校等を卒業又は修了したことがある場合

(3) 措置費(見学旅行費及び特別育成費のうち加算分)が措置されている場合

(4) 令和4年1月1日現在保護者の一方で海外在住等で、課税情報が取得できない場合

2

申請手続きについて

申請する端末購入支援金により提出書類等が異なりますので、以下の(1)～(3)のうち、該当するものに従い、ご申請ください。

(1)「保護者負担定額補助」を申請する方

- ・東京都教育委員会が委託する事業者が設置する端末購入サイト（以下「購入サイト」という。）でご申請ください。
- ・追加でご提出いただく書類はありません。

(2)「多子世帯補助」を申請する方

- ・購入サイトでご申請ください。
- ・多子世帯補助の申請に当たり、**健康保険証の写し（生徒及び生徒の兄弟姉妹分）**を当該案内に付属している「**端末購入支援金（多子世帯補助）健康保険証等（写）貼付様式**」に貼付の上、入学等する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室にご提出ください。

(健康保険証の代わりとなるもの)	(健康保険証の代わりとならないもの)
・資格証明書	・市区町村発行の医療証や児童手当関係書類
・健康保険被保険者受給資格者票	・マイナンバーカード

※いずれの書類も令和5年4月1日現在、有効である必要があります。

※台紙の該当欄に貼付資料が納まらない場合は、台紙裏面に貼付してください。

(3)「給付型奨学金(端末購入補助)」を申請する方

- ・購入サイトでご申請ください。
- ・給付型奨学金(端末購入補助)の申請に当たっては、本申請とは別に「**令和5年度東京都立高等学校等給付型奨学金**」の申請が必要です。
 - ※1 給付型奨学金(端末購入補助)の審査には、「令和5年度東京都立高等学校等給付型奨学金」の審査結果を活用しますので、所得等のわかる書類のご提出は不要です。
 - ※2 給付型奨学金の詳細は、「令和5年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」をご確認ください。

<参考> 給付型奨学金には以下の2種類があります。端末購入補助には2種類とも申請が必要となります。

	名称	目的	提出書類等
①	東京都立高等学校等給付型奨学金	各学校が設定する多様な教育活動に係る経費に対する支援	東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書 等 ※詳細は「令和5年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」をご確認ください。
②	給付型奨学金(端末購入補助)	端末購入に対する支援	購入サイトから申請 ※ただし、上記①の申請書類を提出していることが必要

3

端末購入支援金の提出期限・提出先等

提出期限

令和5年5月22日（月）まで

※ 書類に不備があった場合に備え、早期にご提出ください。

提出先及び問合せ先

入学等する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

制度に関する問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎16階南側

東京都教育庁総務部教育政策課高校一人1台端末整備担当

☎ 03(5320)7477（月～金曜日9:00～17:45(祝日を除く。))

東京都教育委員会

4 書類提出後のスケジュール等について

令和5年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
①端末購入・支援金の申請					②支援金の審査					
		③負担額の通知			④端末代金の請求					

- ①端末購入・端末購入支援金の申請は、2月13日（月）から5月22日（月）までです。
- ②申請内容について審査を行います。学校の経営企画室や端末購入支援金の申請内容の確認を受託する事業者（令和4年度は東京学校支援機構（TEPRO）、令和5年度事業者は今後決定）から、申請内容について確認の連絡が入る場合があります。
- ③端末購入支援金の審査が完了した保護者等宛てに、7月以降、順次、ご負担いただく金額の事前案内を郵送で連絡します。
- ④端末購入手続の際に選択したお支払方法に基づき、クレジットカード / PayPay決済の場合はメールにて、コンビニ決済 / 銀行振込の場合は郵送にて請求の案内が送付されます。

5 端末購入支援金の簡易判定表

入学等する生徒が、以下のいずれかに該当する

- ・ 高等学校等を卒業又は修了したことがある
- ・ 過去に端末購入支援金の交付を受けたことがある
- ・ 既に保有している端末を持ち込む

はい

端末購入支援金の対象になりません

いいえ

【パターン】	端末購入支援金の該当・非該当	追加提出書類	保護者負担額
1	保護者負担定額補助 該当	なし	30,000円
	多子世帯補助 非該当		
	給付型奨学金（端末購入補助） 非該当		
2	保護者負担定額補助 該当	健康保険証の写し （貼付様式に貼付の上、 提出）	15,000円
	多子世帯補助 該当		
	給付型奨学金（端末購入補助） 非該当		
3	保護者負担定額補助 該当	東京都立高等学校等 給付型奨学金の受給に 係る申請書	0円
	多子世帯補助 非該当		
	給付型奨学金（端末購入補助） 該当		

※給付型奨学金（端末購入補助）の詳細適用条件は、「1 交付対象者・補助金額・端末1台当たり保護者負担額について」の交付対象者の欄を確認してください。

6 提出期限（令和5年5月22日）に書類の提出が間に合わなかった場合

購入サイト上で多子世帯補助及び給付型奨学金(端末購入補助)を申請いただいたとしても、提出期限である令和5年5月22日までに学校への書類提出が間に合わなかった場合は、当該申請については取下げとして扱います。

ただし、上記提出期限後においても、別途必要書類をご提出いただくことで、「4書類提出後のスケジュール等について」の日程とは別に、審査を実施（10月以降）して、対象者の指定口座に直接、多子世帯補助又は給付型奨学金(端末購入補助)の支援金を支給します。申請については、入学等する学校の経営企画室にお問い合わせください。

その場合は、先に端末代金の請求が行われ、後から多子世帯補助又は給付型奨学金(端末購入補助)の支援金を支給しますので、その旨、御承知おきください。

7 端末購入支援金に関するFAQ

端末購入支援金って何か？

令和5年度に都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程に入学・進級する生徒等が、東京都教育委員会が委託する事業者からタブレットや端末を購入する際の保護者負担額を原則3万円以内にする補助金で、以下の3つのメニューがあります。

- ① 保護者負担定額補助（保護者負担額が30,000円になる補助）
- ② 多子世帯補助（多子世帯の方の保護者負担額が15,000円になる補助）
- ③ 給付型奨学金(端末購入補助)（対象世帯の保護者負担額が0円になる補助）

多子世帯補助について、購入サイトで申請し忘れたけれど、どうしたらよいか？

以下の購入サイトにログインをして、マイページの「ご購入商品」から〔ご注文情報の確認・変更〕ボタンをクリックし、ページ最下部の〔変更する〕ボタンをクリックして、多子世帯補助の申請のチェックを入れて、必要事項を入力の上、申請をしてください。なお、健康保険証の写しを貼付様式に貼付の上、入学等する学校の経営企画室に提出いただく必要があります。

給付型奨学金(端末購入補助)について、購入サイトで申請し忘れたけれど、どうしたらよいか？

以下の購入サイトにログインをして、マイページの「ご購入商品」から〔ご注文情報の確認・変更〕ボタンをクリックし、ページ最下部の〔変更する〕ボタンをクリックして、給付型奨学金(端末購入補助)のチェックを入れて申請してください。なお、本申請とは別に「令和5年度東京都立高等学校等給付型奨学金」の申請が必要です。

給付型奨学金(端末購入補助)について、誤って申請したけど、どうしたらよいか？

以下の購入サイトにログインをして、マイページの「ご購入商品」から〔ご注文情報の確認・変更〕ボタンをクリックし、ページ最下部の〔変更する〕ボタンをクリックして、給付型奨学金(端末購入補助)のチェックを外して申請してください。

どの補助金の対象になったか、いつわかるのか？

令和5年7月以降に、東京都教育委員会から「負担額通知書」が郵送で届きますので、そちらでご確認ください。

購入サイトはどこにあるのか？

<https://ec.skymenu.net/lp/tokyo/>になります（QRコードは右）。

購入サイトからの端末購入支援金の申請は5月22日（月）までです。

5月23日（火）以降は、入学等する学校の経営企画室までお申し出ください。

